



消費税の計算方法と インボイス方式

※ はじめに

平成 28 年が始まって、早くも 1 カ月が経ちました。皆様お風邪などお召しになっておりませんか。

一般的に税理士事務所の 1 月は年末調整が終わって確定申告が始まるまでの落ち着いた時期と捉えられていると最近知りましたが、この時期には年末調整の結果を従業員さんがお住いの市区町村へ届け出る『給与支払報告書の提出』、事業者が昨年 1 年間に従業員に支払った給与や、外注先・士業に支払った報酬、大屋さんに支払った家賃などをまとめて税務署に報告する『法定調書の提出』、自動車税や固定資産税がかからない構築物や器具備品などに課税される『償却資産税の申告書の提出』などがあり、かなり忙しい時期となります。

一般常識と実態の乖離に驚愕しました。

※ ワンポイント解説

1. 消費税の計算方法

軽減税率とその対象品目が決まった平成 28 年度税制改正大綱。あらためて消費税の計算方法と、増税後にその計算方法がどのように変わるのかを大まかに確認します。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

毎年恒例の今宮戎に参拝してきました。

ワンポイント解説

I. 消費税の軽減税率対象品目

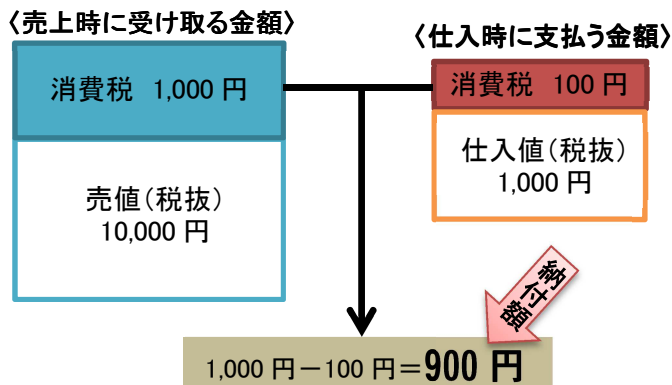
平成28年度税制改正大綱において決まった消費税の軽減税率。対象品目は「酒類及び外食を除く飲食料品」と「新聞」になりました。税額計算の方法は平成29年4月1日からの10%増税時とその4年後の平成33年4月1日からでは若干異なることとなる予定です。その違いを見てきます。

II. 消費税の計算構造

まず、簡単に消費税の計算構造を確認します。消費税は売上時に上乗せで受け取った消費税額から、経費支払時に上乗せで支払った消費税額を差し引き、その差額を納付する、という仕組みになっています。

例えば、1,000 円の商品を仕入れて、それに係る消費税 100 円を上乗せして 1,100 円支払ったとします（増税後の 10%を前提）。その後その商品を 10,000 円で販売したとすると、それに係る消費税 1,000 円を上乗せして 11,000 円受け取ります。この場合、納める消費税は、上乗せで受け取った 1,000 円から上乗せで支払った 100 円を差し引いた差額の 900 円となります。

【例1】

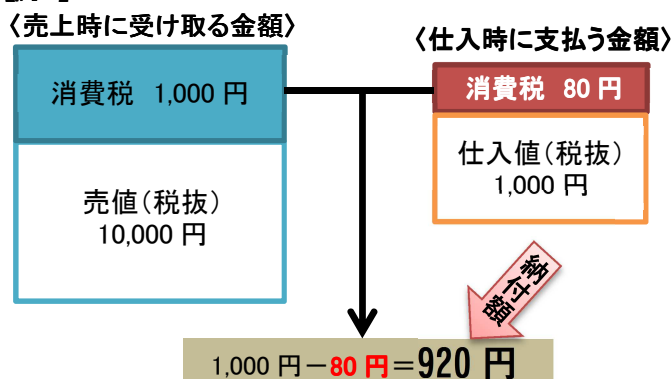


では軽減税率が適用された場合はどのようなになるの

でしょうか。飲食店のケースを考えてみます。売上は外食になりますので 10%の税率となります。一方、仕入は飲食料品が主となりますので、ここでは8%とします。

上記の例を用いますと、売上は 10,000 円に対し受け取る消費税は 1,000 円で変わりありませんが、仕入は 1,000 円に対し支払う消費税は8%の 80 円となります。この場合納付額は 1,000 円と 80 円との差額の 920 円となります。

【例2】



一見すると納付額が増えているように見えますが、仕入時に消費税を安く抑えられていますので、仕入時に支払う消費税と納付額との合計額で考えると、損得は出ないこととなります。

【例1】 仕入時に支払う金額のうち消費税 100 円 + 納付額 900 円 = 1,000 円

同額

【例2】 仕入時に支払う金額のうち消費税 80 円 + 納付額 920 円 = 1,000 円

III. 仕入税額控除の要件

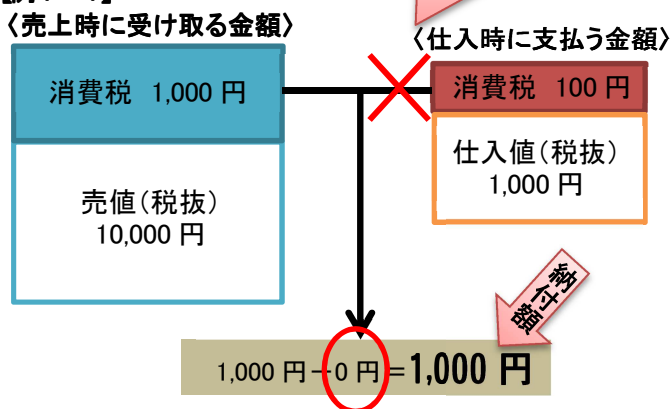
上記のように、消費税の納税額は受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて計算しますが、支払った消費税を差し引くことを「仕入税額控除」といい、以下の2つの要件を満たすことが必要になります。

- ① その仕入の内容を帳簿に記載し、かつ、その帳簿を保存すること
 - ② その仕入に係る請求書、領収書等を保存すること
- この度の軽減税率導入により、これらの要件が変わります。段階的に変わることになりますが、平成33年4月以降は、いわゆる「インボイス制度」が始まることになっています。

～インボイス～

- ① 適用税率や税額など法定の記載事項が記載されていること。
 - ② 課税事業者が発行するもので、その登録番号が明記されていること。つまり、**免税事業者は発行できない。**
- ①は現在流通している請求書と変わりありませんが、特筆すべきは②です。免税事業者はインボイスを発行できませんので、免税事業者から仕入れたものについては、仕入税額控除ができなくなります。例1で確認しますと、仕入時に支払った1,100円のうち消費税100円が売上時に受け取った11,000円のうち消費税1,000円から差し引けなくなるわけです。ちなみにこの100円は仕入値の一部となります。

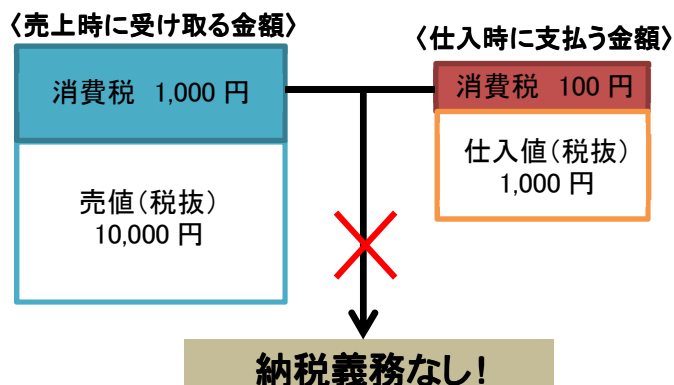
【例1-1】



IV. 免税事業者とは

免税事業者とは、年間の総売上金額が1000万円以下の事業者や、2年以内に資本金1000万円未満で設立した法人などをいい、消費税の納税義務がありません。例1でごく簡単に説明しますと、900円を納めなくてもよいため自分の収入となります。これを益税といいまます。

【例1-2】



本来、利益となる金額は売値の10,000円から仕入れ値の1,000円を差し引いた9,000円となるのですが、免税事業者の場合は、納付すべき消費税900円も自分の利益となります。

V. 免税事業者から課税事業者へ

免税事業者から仕入れても仕入税額控除ができないので、当然免税事業者は嫌がられます。新しく営業活動を始めにしても自分が免税事業者であることが足かせになってしまうこともあるでしょう。そんな場合には免税の特典を捨てて、消費税を納める義務のある課税事業者となることも可能です。

インボイス制度が実施される平成33年4月の前後には、課税事業者を選択する事業者は増加することが予想されます。このたびの改正には、この益税を減らすという目的も隠れていたように考えられます。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフ近況 ☆

毎年恒例の今宮戎(えべっさん)に参拝してきました。

今年は日程が三連休と重なり、土曜日の参拝となったため

例年以上に人が多く、非常に混雑していました。

並んでいても横入りする不屈き者が多く、そんな気持ちで参拝しても無意味やろ！と思う場面があちこちで見受けられました・・・。

周りの空気にイライラが募りましたが、素敵な笑顔の福娘に癒されて平常心を保つことができ、無事一年の商売繁盛を祈願してきました。

(武原)

